

ID: 61

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	使用の許可（変更許可を含む。）		
例規名 根拠条項	聖籠町青少年交流センターの設置及び管理に関する条例 第3条第1項		
例規番号	平成14年 条例第4号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第三条 聖籠町青少年交流センター(以下「青少年交流センター」という。)を使用する者は、あらかじめ聖籠町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の許可に青少年交流センターの管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第四条 教育委員会は、次の各号の一に該当すると認めるときは、青少年交流センターの使用を許可しない。</p> <p>一 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。</p> <p>二 青少年交流センターの管理上支障があるとき。</p> <p>三 その他、教育委員会が使用を不相当と認めるとき。</p> <p>(事例)</p> <p>一 布教活動、飲酒行為、暴力行為、破壊行為、政治活動</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日